

平成 23 年 10 月 21 日

平成 23 年(2011年)台風 15 号及び鹿児島県奄美地方における豪雨に 係る普通交付税(11 月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、平成 23 年(2011 年)台風 15 号及び鹿児島県奄美地方における豪雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第 16 条第 2 項の規定に基づき、11 月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 平成 23 年(2011 年)台風 15 号による被災団体(11 月定例交付額の 3 割)

青森県南部町	3 9 6 百万円
宮城県大郷町	1 1 7 百万円
福島県郡山市	9 4 7 百万円
合 計	1, 4 6 0 百万円

2 鹿児島県奄美地方における豪雨による被災団体(11 月定例交付額の 3 割)

鹿児島県龍郷町	1 8 4 百万円
---------	-----------

1 と 2 の合計 1, 6 4 4 百万円

3 日 程

平成 23 年 10 月 21 日(金) 交付決定

平成 23 年 10 月 24 日(月) 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の交付時期は、4 月、6 月、9 月及び 11 月(地方交付税法第 16 条第 1 項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの

自治財政局財政課 村岡、加藤
TEL 03-5253-5111 (代表)
TEL 03-5253-5612 (直通)
FAX 03-5253-5615